

栃木県青少年健全育成条例の一部改正について（概要書）

県民生活部人権・青少年男女参画課

1 改正の趣旨

青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等[※]の提供を求めることを禁止すること等のため、所要の改正をするものである。

※ 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態等を視覚により認識することができる方法により描写した物及びその情報を記録した電磁的記録等をいう。

2 改正の概要

(1) 青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならないこととする。

(2) (1)に違反した者であって、次のいずれかに該当するものは、30万円以下の罰金に処することとする。

ア 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

イ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

3 施行期日

令和3年7月1日